

奈良県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
檀原デンタルクリニック	檀原市石川町二八〇番地	平成二十九年八月一日
たつみ歯科	生駒市有里町四五番地一	平成二十九年九月二十二日
たけつな小児科クリニック	生駒市真弓一丁目二一八	平成二十九年十月一日